

第4章 将来像を実現するための施策・取組

第3章で設定した4つの基本方針に基づくみどりの将来像を実現するための施策・取組を設定します。

■基本方針1を実現するための施策

基本方針1 まちをやさしく囲むみどりの大きな環を保全・活用します			
(1)	山地・丘陵地、山間地・市街地周辺の農地を保全・活用します	①	市街地の背景となる山々や山地・丘陵地の景観・眺望地の保全
		②	市街地を取り囲む山地・丘陵地の保全・活用
		③	山間地・市街地周辺の農地の保全・活用
(2)	駿河湾の海浜環境を保全・活用します	①	海浜環境・松林の保全
		②	世界文化遺産富士山構成資産三保松原の保全・活用
(3)	水辺の軸となる河川の良い環境を保全・活用します	①	流域治水の推進
		②	河川の自然環境の保全
		③	市街地内の中小河川の緑化
(4)	みどりの軸となる質の高い街路樹を創出します	①	健全な街路樹の維持
		②	街路樹が必要な路線や適切な配置及び樹種の明確化
		③	効率的な維持管理の推進
		④	樹種の改善
		⑤	都市計画道路整備に伴う街路樹の植栽

■基本方針2を実現するための施策

基本方針2 防災・減災機能を有し、地域の景観向上や新たな魅力づくりにつながる身近なみどりを創出します			
(1)	防災・減災機能を有する良好な身近なみどりを創出します	①	災害時にも役立つ身近な公園の整備
		②	長期未整備都市計画公園の見直し
		③	計画的な身近な公園の再整備
		④	効率的・効果的な維持管理の実施
(2)	公共建築物の緑化を推進します	①	公共建築物の緑化の推進
(3)	民有地の緑化を推進します	①	住宅地における緑化の推進
		②	商業・業務地における緑化の推進
		③	工業地における緑化の推進
		④	防災・減災に寄与する生垣の設置
(4)	市街地内のみどりを保全・活用します	①	都市農地の保全・活用
		②	樹林地の保全・活用
		③	里山の保全・活用
		④	歴史的な樹木・樹林の保全・活用

■基本方針3を実現するための施策

基本方針3 都市拠点・地域拠点のみどりの拡充と 静岡らしい歴史とみどりの拠点の創出を図ります			
(1)	都市拠点・地域拠点のまちづくりに寄与するみどりを創出します	①	みどり豊かな都市拠点・地域拠点の創出
		②	公園等における防災・減災機能の強化
		③	拠点公園の位置付けと機能の強化
(2)	みどりと水辺と歴史の拠点を整備・創出します	①	駿府城公園における取組
		②	日本平公園における取組
		③	麻機遊水地・あさはた緑地における取組
		④	清水港周辺における取組
		⑤	大浜公園における取組
		⑥	(仮称) 大内新田多目的広場における取組
(3)	特色ある公園を創出します	①	総合公園における取組
		②	運動公園等における取組
		③	風致公園、歴史公園等における取組

■基本方針4を実現するための施策

基本方針4 市民・事業者・行政が共創によりみどりを創出し、守ります			
(1)	みどりに関する既存の仕組みの適切な運用を推進します	①	既存制度の適切な運用
		②	「みどり審議会」との連携
		③	「静岡市景観アドバイザー制度」の適切な運用
(2)	市民・事業者との共創による公園の整備・管理を促進します	①	市民との共創
		②	事業者との共創
		③	既存の仕組みの見直しと新たな仕組みの創出
		④	社会実験の実施
		⑤	パークマネジメントプランの作成
(3)	静岡市花と緑のまちづくり協議会の活動を推進します	①	緑化活動の支援
		②	緑化イベントの開催
		③	緑化講習会の開催
		④	緑化活動の表彰
(4)	他分野との連携により魅力的なみどりを創出します	①	他分野との連携による公園等の利活用
		②	他分野との連携による公共空間の管理の推進
(5)	グリーンインフラを推進します	①	グリーンインフラの推進と普及
		②	防災・減災の推進
		③	ヒートアイランド対策の推進
		④	分野間連携の促進
(6)	生物多様性の保全・持続可能な利用を推進します	①	外来種への対応
		②	イベントの実施
		③	環境教育の推進
		④	共創によるモニタリングの推進
(7)	みどりの情報発信や利活用を促進します	①	市民参加型の情報収集・発信

各施策の項目について、みどりに関わる取組において連携が想定される分野（「都市・社会基盤」、「環境」、「農林水産」、「防災・減災」、「観光・交流」、「健康福祉・子ども教育・文化スポーツ」、「地域経済」）より、特に関係する分野を **オレンジ枠** で整理しています。

基本方針 1

「まちをやさしく囲むみどりの大きな環を 保全・活用します」に関わる施策・取組

（１）山地・丘陵地、山間地・市街地周辺の農地を保全・活用します

①市街地の背景となる山々や山地・丘陵地の景観・眺望地の保全

環境

- ・富士山や南アルプスをはじめとした市街地を取り囲む山々、また市街地内の山地・丘陵地は、市街地のまち並み景観の背景や幹線道路から見える風景として、重要な景観要素となっています。これらの山々や丘陵地は、身近に接することのできる自然空間であるとともに、南アルプスや富士山、駿河湾、伊豆半島等の眺望地ともなっており、保全・活用を推進します。
- ・優れた自然景観を維持し、都市環境の保全を図るうえで重要な場所については、県立自然公園、保安林区域、風致地区等を指定しており、区域内の豊かな自然の保全を推進します。



市街地の背景となる山々

②市街地を取り囲む山地・丘陵地の保全・活用

環境、防災・減災

- ・市街地を取り囲む竜爪山、有度山、賤機山、谷津山、八幡山、梶原山、薩埵山、浜石岳、御殿山等の山地・丘陵地は、本市のみどりの骨格を構成しており、市民・事業者との共創により適切な保全に努めます。また、山麓部や丘陵地斜面等の急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流については、静岡市都市山麓グリーンベルト整備事業構想に基づいた保全・防災事業を促進し、樹林地の保護・育成を推進します。
- ・雨水の流出抑制、流木や土砂の防止等の水害・土砂災害の防災・減災の効果を高めるため、流域治水やグリーンインフラの視点を持ち、市街地を囲む山林・丘陵地、市街地内の里山の適切な保全と管理を推進します。



市街地を取り囲む丘陵地

- ・高山・市民の森や清水森林公園の活用等の、市民や観光客が山地の自然に親しむことのできるエコツーリズムを推進します。



高山・市民の森

- ・林地の崩壊や土砂の流出から市民の生命、財産を守るために、国・県による治山施設の整備を促進するとともに、被災箇所の復旧において小規模な治山施設の設置を推進します。



オクシズ産材を利用した木製治山施設

- ・有度山については、山頂部やアクセス道路において樹木が茂り眺望を阻害していることから、アクセス道路からの良好な眺望を確保するための整備を推進します。

③山間地・市街地周辺の農地の保全・活用

農林水産

- ・市街地周辺の一団の農地を構成する低地部の水田、斜面地のミカン畑や茶畑は、多くが農振農用地区域に指定されており、今後も指定の継続により保全します。ただし、将来市街地として計画されている部分については、市街化の進行に合わせて指定の解除を検討します。
- ・土地改良事業の整備による優良農地の確保や荒廃農地の改善、農地保全の担い手の確保を図り、既存農地におけるみどりの質の向上に取り組みます。



荒廃農地の再生

- ・農地の持つ多面的機能の維持・増進に係る活動として、草刈り作業、近隣の小学生が参加する農業体験教室、農道の補修等を支援することで、農地の保全や農道をはじめとした農地周りの環境の改善を図ります。



近隣の小学生が参加する農業体験教室

（２）駿河湾の海浜環境を保全・活用します

①海浜環境・松林の保全

環境

- ・広野海岸から三保久能海岸及び蒲原海岸の海浜部砂浜は、背後の松林と一体となり本市を代表する優れた景観ですが、海岸侵食がみられるため、適切な対策により海浜環境の保全を推進します。
- ・ハマゴウ、コウボウムギ、ハマヒルガオ等の海浜植物については、砂浜での清掃や外来植物の駆除の取り組みにより、保全を推進します。
- ・海浜部の松林は、防潮、防砂、防風といった役割を果たしていますが、一部でマツ材線虫病（松くい虫）によるマツ枯れも見られ、被害木の徹底した伐倒駆除や適切な時期の予防薬剤散布を推進します。また、マツが失われた箇所については、防災林としての役割を担う松林を含めた緑地の整備を検討します。

②世界文化遺産富士山構成資産三保松原の保全・活用

環境、農林水産

- ・三保松原は、日本で初めて指定された名勝の一つで、世界文化遺産富士山の構成資産でもあり、日本を代表する優れた景観を有します。昭和 46（1971）年頃から増減を繰り返していたマツ材線虫病（松くい虫）によるマツ枯れ被害については、平成 29（2017）年度以降は被害が 1ha あたり 1 本未満の微害状態を維持し、マツ材線虫病対策の希少な成功事例として全国に紹介されています。一方で、エリアの大部分を占める国有浜地や民有地の日常的管理が課題となっています。名勝三保松原保存活用計画に基づき、地域と連携した持続可能な保全・活用を推進します。



三保松原の管理の様子

（３）水辺の軸となる河川の良好な環境を保全・活用します

①流域治水の推進

防災・減災、環境

- ・みどりが有する多面的機能のひとつとして、雨水等を一時的に貯留する洪水調整機能があり、このようなみどりの機能を活用して治水対策を進めていく考え方がグリーンインフラです。「流域治水プロジェクト」においては、グリーンインフラの取組を反映し、治水と環境が両立した空間づくりを推進します。また、流域治水の一環として、学校のグラウンドや公園等において雨水貯留浸透施設の整備を行い、流域内の雨水貯留機能を向上させることにより、浸水被害の軽減を図ります。
- ・気候変動の影響による降雨量の増加や激甚化・頻発化が予測される中で、今後の水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道管理者が主体となっていく治水対策に加え、その河川流域のあらゆる関係者が共創し、流域全体で持続可能な治水対策に取り組む流域治水の取組が重要となります。静岡市域の、安倍川、富士川、巴川、興津川、庵原川、浜川において「流域治水プロジェクト」に基づく取組を推進しています。



あさはた緑地での雨水貯留の状況



学校のグラウンドでの雨水貯留の状況

②河川の自然環境の保全

防災・減災、環境

- ・安倍川、藁科川、興津川、富士川をはじめとする河川は、野生生物や水生生物の生息空間になるとともに、風の道として市街地に清涼な大気を送り込んでいます。水源保全による安定した地下水位の維持や、雨水浸透能力の向上による河川への集中的な流出の抑制により、流域全体を視野に入れた自然環境の保全を図ります。



興津川

③市街地内の中小河川の緑化

環境、都市・社会基盤

- ・市街地内の河川のうち特に自然環境への配慮が必要な河川では、石積み護岸への改修や川岸・水際の緑化や歩行空間の設置等により親水性の高い河川空間を創出します。

（４）みどりの軸となる質の高い街路樹を創出します

①健全な街路樹の維持

都市・社会基盤

- ・倒木や落枝による事故防止のため、静岡市道路附属物維持管理計画（街路樹編）（令和 5（2023）年）に基づき、街路樹の健全性を確保するため、点検や診断を適切に実施します。その他、研修の実施により、行政職員の街路樹の維持管理に関する技術力の向上を図ります。



街路樹の倒木

②街路樹が必要な路線や適切な配置及び樹種の明確化

都市・社会基盤

- ・歩道や植樹帯の幅員、沿道環境、完成形の樹形に応じた樹種の選定基準を明確化するとともに、大径木化により歩行空間へ支障がある樹木や、寿命を迎え衰弱している樹木は、樹種の更新（植え替え）・伐採を計画的に実施するため、基準と手順の明確化を図ります。その他、沿道環境に応じ街路樹が必要な路線・区間や、路線に応じた植栽パターン・植栽密度について明確化を図ります。

③効率的な維持管理の推進

都市・社会基盤

- ・優先順位の設定及び樹種の変更、数量の適正化により、限られた予算内で効果的に管理効率の向上を図るとともに、維持管理の履歴を継続的に記録し、管理業務の効率化を図ります。

④樹種の改善

都市・社会基盤

- ・通報や要望が多い区間や樹種を記録し分析するよう維持管理履歴のストックを推進します。また、要望を削減するため、維持管理の履歴を活用した事前対応や樹種の変更により予防保全的な対応を推進します。その他、市民・事業者と連携し、日常的な維持管理を共創で行うとともに、街路樹の更新（植え替え）・伐採にあたっては、沿道住民や道路利用者に配慮し、合意形成を図ります。

⑤都市計画道路整備に伴う街路樹の植栽

都市・社会基盤

- ・都市計画道路整備に伴い、歩道に植樹柵を設けて緑化を推進し、都市部の良好な生活空間の形成を図ります。



基本方針2 「防災・減災機能を有し、地域の景観向上や新たな魅力づくりにつながる身近なみどりを創出します」 に関わる施策・取組

(1) 防災・減災機能を有する良好な身近なみどりを創出します

①災害時にも役立つ身近な公園の整備

都市・社会基盤、防災・減災

- ・身近な公園の配置には地域的な偏りがみられることから、公園の整備状況、人口分布等を踏まえ、公園が不足している地域において整備を推進します。また、整備にあたっては、周辺地域における災害リスクを確認したうえで、雨水貯留機能をはじめとした、地域の防災・減災に寄与する機能の導入を検討します。



恩田原公園
(雨水貯留機能と一体的に整備した
街区公園の事例)

- ・身近な公園について、財源の制約により用地取得が難しい場合には、「静岡市無償借地公園制度」※等を活用した公園の整備を推進します。



三保陽だまり公園
(静岡市無償借地公園制度による整備事例)

※「静岡市無償借地公園制度」の詳細は基本方針4「表 みどりに関する主な既存の制度概要」に記載しています。

②長期未整備都市計画公園の見直し

都市・社会基盤

- ・長期に渡り未整備となっている都市計画公園については、静岡市都市計画公園見直しガイドライン（平成25（2013）年11月）に基づき、土地の利用状況等を検証し、都市計画決定の見直し手続を進めます。



静岡市都市計画公園見直し
ガイドライン

③計画的な身近な公園の再整備

都市・社会基盤、健康福祉・子ども教育・文化スポーツ、防災・減災、観光・交流

- ・本市では、都市計画区域全体で、都市公園を 536 ヶ所、481.76 ha を整備済みですが、整備済みの施設について、老朽化への対策や市民ニーズの多様化への対応等の視点から機能の見直しが求められます。将来の人口動向等の社会情勢や本市におけるまちづくり・都市計画の方向性等を踏まえ、都市公園等の機能の再編を含めた全市的な再整備のあり方について検討します。

【配置の再編（集約化）】

○地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



【機能の再編】

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



都市公園の再編・集約化の促進

（出典：国土交通省資料）

- ・こどもの遊び場が不足するエリア等において、こどもの遊び場の確保や親同士・地域住民の交流機会の創出に資する公園の整備を推進します。また、計画の作成プロセスにおいてワークショップ等の実施により、こどもや子育て当事者の意見を収集することで、利用者ニーズに合う公園を創出します。
- ・既存公園の再整備にあたっては、老朽化の進行、バリアフリー未対応の公園や、地域ニーズに対応できず利用されていない公園について、地域の要望を把握したうえで、計画的な公園の再整備を推進します。



森下公園

- ・公園の新設や再整備にあたってはインクルーシブの視点を持ち、すべての利用者が障壁なく遊ぶことのできるインクルーシブ遊具の導入について、利用者の意見を取り入れながら検討します。



あさはた緑地におけるインクルーシブ遊具

- ・「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、既設の公園において、高齢者、障がい者等を含む来園する人々誰もが利用しやすい公園を目指し、施設のバリアフリー化を推進します。



整備前



整備後

バリアフリー化の整備事例

- ・災害時において身近な公園は、地震や火災発生時における避難の場や復旧活動の地域拠点となり得ることから、既存公園の再整備にあたっては、自主防災組織の防災対策との連携により、防災機能を兼ね備えた再整備を推進します。

④効率的・効果的な維持管理の実施

都市・社会基盤、地域経済

- ・公園内樹木の大木化、老木化、過密化による倒木や落枝等の危険性が高まっています。このため、公園の安全性確保や景観向上、防犯への配慮の観点から、大木化した樹木や過密化した植栽環境の適正化を図るため、「静岡市公園樹木適正管理指針」に基づき、適切な樹木の剪定や刈込、植栽の計画的な伐採や植え替えを実施していきます。また、自動芝刈り機の導入等機械化により業務の効率化、利用者の利便性向上を図ります。



作業前



作業前



作業後

公園における樹木管理



作業後

見通し確保による防犯への配慮

- ・公園愛護会との共創により、身近な公園の維持管理を推進します。



公園愛護会による維持管理

- ・市内の都市公園の公園施設については、都市公園法施行規則に基づいた点検を実施するとともに、静岡市公園長寿命化計画に基づいた計画的な更新を行い、安全・安心な公園施設の供用を維持します。



公園施設の更新

(2) 公共建築物の緑化を推進します

①公共建築物の緑化の推進

都市・社会基盤

- ・市役所庁舎、生涯学習交流館、図書館、文化施設をはじめとした公共建築物は、多くの市民が訪れ、地域のシンボルとなっているものが多くあります。これらの建築物が、良好な景観・みどりづくりのモデルとなるように、「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」※等に基づき、緑量を確保するとともに、良質な植栽デザインや地域性のある樹種の設定により、魅力的な緑化を推進します。



静岡市役所葵庁舎のみどり

※「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」の詳細は基本方針4「表 みどりに関する主な既存の制度概要」に記載しています。

(3) 民有地の緑化を推進します

①住宅地における緑化の推進

都市・社会基盤、地域経済

- ・市街地内のまち並み景観の向上と防災機能の向上を図るため、ブロック塀等の改善の一環として住宅の生垣設置を誘導します。また、プランターによる緑化の推奨、イベントに合わせた苗木、花苗、球根、種の配布、講習機会の拡大等により、各家庭の緑化を支援します。
- ・住宅地における中高層マンション等の大規模建築物は、地域の環境や景観に与える影響が大きいことから、「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」、「大規模建築物等の建築行為の届出（景観法・静岡市景観条例）」※等に基づき、敷地の緑化を誘導します。
- ・一団の住宅地が開発される場合には、「緑地協定（都市緑地法）」、「景観協定（景観法）」、「地区計画（都市計画法）」※等に基づき、地域住民主体による地域ぐるみの住宅地の緑化を推進します。

②商業・業務地における緑化の推進

都市・社会基盤、地域経済

- ・大規模な店舗や業務施設は、地域の環境や景観に与える影響が大きいことから、「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」、「大規模建築物等の建築行為の届出（景観法・静岡市景観条例）」※等に基づき、敷地の緑化を誘導します。

③工業地における緑化の推進

都市・社会基盤、地域経済

- ・大規模な工場や倉庫においては、「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」、「大規模建築物等の建築行為の届出（景観法・静岡市景観条例）」、「工場立地法に基づく届出（工場立地法・静岡市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例）」※等に基づき、敷地の緑化を誘導します。

④防災・減災に寄与する生垣の設置

防災・減災

- ・災害時の市街地における避難経路確保のため、市街地内の道路における防災性を高める必要があります。住宅地においては、ブロック塀の倒壊を防止するとともに、延焼防止にもなるよう生垣の設置を誘導します。また、商業・業務地や工業地においても、延焼防止等のため、生垣等による緑化を推進します。

※「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」、「大規模建築物等の建築行為の届出（景観法・静岡市景観条例）」、「工場立地法に基づく届出（工場立地法・静岡市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例）」、「緑地協定（都市緑地法）」、「景観協定（景観法）」、「地区計画（都市計画法）」の詳細は基本方針4「表みどりに関する主な既存の制度概要」に記載しています。

(4) 市街地内のみどりを保全・活用します

①都市農地の保全・活用

農林水産、健康福祉・子ども教育・文化スポーツ

- ・都市農地を市民が身近に触れ合えるみどりとして積極的に利活用するため、静岡市都市農業振興基本計画との連携により、地域住民への新鮮な農作物の供給に加え、農業体験をはじめとしたイベントの開催等の市民のレクリエーションの場としての活用を促進します。
- ・市街化区域内の都市農地は、都市の環境保全、公害や災害の防止等の良好な都市環境の形成を図るための貴重な緑地としての機能を有することから、「生産緑地地区制度（生産緑地法・静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例）」※に基づいて、適切な管理を推進するとともに、市民農園や食育の場としての活用を図ります。
- ・都市農地の持つ緑地空間や水面は、地域住民に安らぎや潤いを与えるだけでなく、都市部のヒートアイランド現象の緩和や、鳥や昆虫の生息空間等の生物多様性の保全にも貢献するものであり、都市農地が有する多様な機能の発揮について、ホームページを通じた地域住民への積極的な PR を推進します。
- ・市民農園の整備を推進するとともに、利用者募集における広報活動を支援し、多くの市民による市民農園の利用を促進します。
- ・リハビリやセラピー、生きがいづくりを目的とした農作業をはじめとして、「健康・福祉」のための農地活用は、高齢化やストレス化社会の到来により、今後ニーズが高まると見込まれ、地域住民同士の交流や健康寿命を延ばす効果が期待できます。「農・福連携」や高齢者対策に関わる事業者に対しては、農地の貸借手続や、各種支援制度の紹介、関連情報の提供等の支援を推進します。
- ・都市農業の振興を図るため、市街化区域内における営農活動の支援を推進します。
- ・久能山南側の国道 150 号沿いにはイチゴのハウスが広く分布し、1月から5月にかけてはイチゴ狩りや直売が行われ、多くの人で賑わいます。また、沿道は久能海岸に面し景観も優れているため、観光農園としての有効活用を推進します。



生産緑地地区の様子



市民農園のイメージ

※「生産緑地地区制度（生産緑地法・静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例）」の詳細は基本方針4「表 みどりに関する主な既存の制度概要」に記載しています。

②樹林地の保全・活用

都市・社会基盤、環境

- ・風致地区に指定している有度山、賤機山、三保久能海岸、清見寺等の樹林地は、良好な風致が維持されていることから、地区内のみどりの保全を推進します。また、有度山、名勝日本平、三保松原は、良好な自然環境・景観を維持するため、県立自然公園や名勝としてのみどりの保全を推進します。

③里山の保全・活用

環境、農林水産

- ・里山の自然環境の保全・再生を推進するとともに、保全・再生活動に取り組む市民や団体を支援し、活動の継続を図ります。そのために、市民・事業者との連携による放任竹林対策、環境学習やイベントの開催、情報発信による活動団体の活動支援を推進します。



竹林伐採の様子

④歴史的な樹木・樹林の保全・活用

都市・社会基盤

- ・市街地内の社寺林や巨木、ランドマークやアイストップになっている樹木・樹林、歴史性・景観等の点で価値が高いものは、「静岡市みどり条例の保存樹木・保存樹林制度（静岡市みどり条例）」、「景観法による景観重要樹木指定（景観法）」※に基づいた適切な保全を図ります。また、国・県・市指定の天然記念物の樹木は、本市の歴史を伝えるみどりとして今後も適正な管理に努めます。



保存樹木

※「静岡市みどり条例の保存樹木・保存樹林制度（静岡市みどり条例）」、「景観法による景観重要樹木指定（景観法）」の詳細については基本方針4「表 みどりに関する主な既存の制度概要」に記載しています。



基本方針 3

「都市拠点・地域拠点のみどりの拡充と 静岡らしい歴史とみどりの拠点の創出を図ります」 に関わる施策・取組

(1) 都市拠点・地域拠点のまちづくりに寄与するみどりを創出します

① みどり豊かな都市拠点・地域拠点の創出

都市・社会基盤、観光・交流

- ・ JR 静岡駅・清水駅・東静岡駅・草薙駅・安倍川駅等の周辺について、本市の都市拠点・地域拠点として、市民・事業者との連携による駅前広場やメインストリートの緑化や、「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」※等に基づいた公共建築物や商業施設の緑化を推進します。
- ・ 都市拠点・地域拠点内の駅前広場、メインストリート、公園等の公共空間における賑わい創出のため、まちづくりにおける取組との連携により、イベント開催による活用や、まちなかウォークアブル推進事業との連携を推進します。
- ・ JR 東静岡駅周辺の都市拠点の北側には、豊かな自然環境を持つ谷津山が隣接しており、東静岡駅周辺のまちづくりとの連携により、里山としての利活用や保全を推進することで、市民が身近に楽しむことのできる自然環境を創出します。
- ・ 市街地再開発事業との連携により、まちなかに良好なみどりを創出します。



御幸町9番・伝馬町4番地区
第一種市街地再開発事業

※「静岡市みどり条例による緑化基準（静岡市みどり条例）」の詳細は基本方針4「表 みどりに関する主な既存の制度概要」に記載しています。

② 公園等における防災・減災機能の強化

都市・社会基盤、防災・減災

- ・ 本市では、ある程度の広さを有し、拠点的な役割を持つ公園として、駿府城公園、清水船越堤公園等を広域避難地として指定しており、維持管理においては防災・減災機能の向上を図ります。

③拠点公園の位置づけと機能の強化

都市・社会基盤、観光・交流、地域経済

- ・本市の公園には、歩いて行ける身近な地域のみならず、より広範囲な地域から人が集まり利用されている拠点となり得る公園（拠点公園）が存在しており、利用実態に合わせた機能の充実が求められます。近隣街区のみならず広く市民に利用されている城北公園や大浜公園などは、遊具や園路、駐車場等の施設や機能の充実を図ります。



様々な利用形態のイメージ

（２）みどりと水辺と歴史の拠点を整備・創出します

①駿府城公園における取組

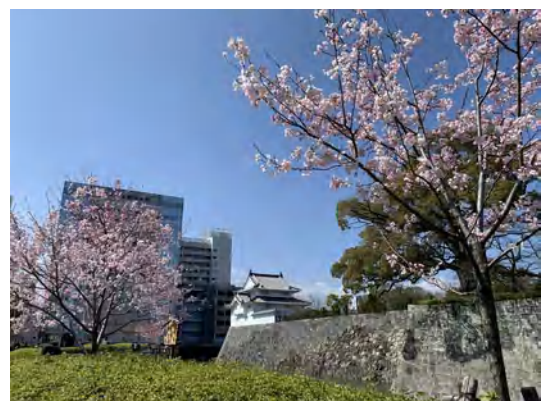
都市・社会基盤、観光・交流、地域経済

- ・静岡市歴史博物館と連携し、野外展示施設を整備・有効活用するとともに、歴史遺産の保存・再整備を推進することで、市民の地域の歴史への愛着を喚起し、国内外からの集客を図ります。



駿府城跡天守台跡地

- ・市民の日常的な憩いの場やイベントの開催など、都心の公園としての機能を強化するとともに、災害時の避難場所など、防災機能としての役割の強化を推進します。



駿府城公園の桜と坤櫓

- ・お堀の活用として、事業者との連携により葵舟を活用することで、周辺地域の賑わいを創出し、交流人口の増加及び地域経済の活性化を図ります。また、水辺空間活用会議の開催等により、今後の取組について検討します。



駿府城公園二ノ丸堀を遊覧する「葵舟」

②日本平公園における取組

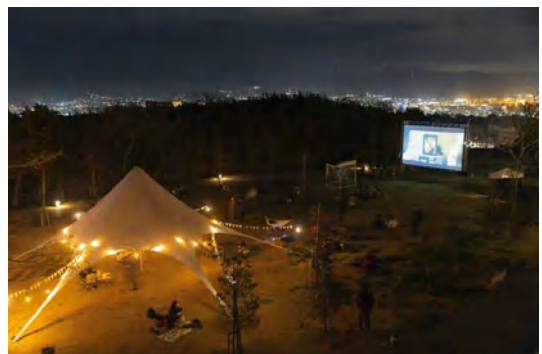
都市・社会基盤、観光・交流、地域経済

- ・名勝日本平の特性を活かし、本市のシンボル公園として、市民のレクリエーションや観光、国際交流等の幅広い活動ができる場となるよう、風致公園の継続的な整備を推進します。



上空から見た日本平公園

- ・日本平からの夜景を軸として、本市の夜景をブランディングし、夜の楽しみ方を創出・発信することで、本市におけるナイトツーリズムを促進します。



日本平夜市連携イベント

③麻機遊水地・あさはた緑地における取組

都市・社会基盤、観光・交流、環境

- ・麻機遊水地地区グランドデザインの実現に向け、麻機遊水地地区の自然環境や立地特性を活かした自立発展型の地域活性化を目指し、自然再生と活用を両輪とした総合的な取組を実施します。
- ・麻機遊水地保全活用推進協議会の方針のもと、協議会の会員組織をはじめとした多様な主体によるイベント等での活用を推進します。
- ・グリーンインフラ大賞優秀賞（国土交通省）やビオトープ大賞（日本ビオトープ協会）を受賞しているあさはた緑地では、指定管理者による自然環境に配慮した取組を推進します



あさはた緑地における環境学習



あさはた緑地の体験農園とビオトープ

④清水港周辺における取組

都市・社会基盤、観光・交流

- ・「スマートガーデンポート清水」を進める清水港では、民間商業施設と公共空間と一体的な建設整備により、防潮堤を基盤にした安全性と快適性の最適化を求めた清水マリナーパークシンボル緑地の整備を進めています。海の玄関口、富士山眺望、清水発祥の地の可視化（リデザイン）を実現する芝生広場は、来訪者にとって、居心地良く・快適な回遊性の創出を目指しています（令和6年度公益社団法人日本港湾協会「港湾技術賞」を静岡県清水港管理局と清水港・みなと色彩計画推進協議会が受賞）。
- ・静岡の海の玄関口である日の出ふ頭周辺は、スマートガーデンポート清水として海洋研究拠点の核となる（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム、緑地整備により自然環境と調和した緑豊かな交流、回遊性のある外部空間の形成を推進します。



清水都心ウォーターフロント地区



（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム
イメージ

- ・清水港港湾緑地折戸潮彩公園は、地元住民、学生、事業者、国・県・市の行政関係者による「共創」の取組により、皆に愛される公園として整備されました。そのため、日常的な利用と共に、地元主体の維持管理が進められています。地域関係者が主体的に地域運営するマネジメントの在り方、仕組みは地域づくりの好事例です。



港湾緑地「折戸潮彩公園」

- ・新興津地区において、公共事業により失われた海岸を再生し、海浜での賑わい創出や地域経済の活性化を図るため、海釣り公園の整備を推進するとともに、県により隣接地に整備が進められる「人工海浜・緑地」と合わせ、賑わいのある海洋レクリエーション拠点の形成を目指します。また、公民共創による交流施設の整備を検討しており、施設整備と合わせた魅力的な緑地の創出や周辺緑地の一体的管理等を推進します。



人工海浜・緑地イメージ

⑤大浜公園における取組

都市・社会基盤、観光・交流

- ・プールリニューアルとして、新設・再配置によりプールの機能を集約し、安全性と利便性を高めます。また、有料施設とすることで、健全で持続的な運営を実現するとともに、ここだけにしかない楽しみを満喫できるプール施設を整備し、市内外からの更なる誘客を促進します。



大浜公園再整備事業

- ・大浜公園の再整備として、公園区域を拡張し、地域の憩いの場としての機能を充実させます。また、整備にあたっては、事業者の提案による収益施設を配置し、他の公園にはない新たな魅力を創出するとともに、施設のポテンシャルを引き出す効果的な管理体制を構築し、利用者サービスの向上を図ります。

⑥（仮称）大内新田多目的広場における取組

防災・減災、健康福祉・子ども教育・文化スポーツ、都市・社会基盤

- ・広域からも人が集まる賑わい創出と地域の治水対策など防災機能の強化の両面を併せ持った空間を目指し、「調整池」「生涯学習交流館」「公園」の3つのエリアを一体的に活用できるよう、各エリアの連携を意識した広場整備を推進します。



土地利活用レイアウト（案）

（3）特色ある公園を創出します

①総合公園における取組

都市・社会基盤、観光・交流

- ・池田山自然公園や清水清見潟公園、清水船越堤公園等の既存の総合公園は、利用者の多様なニーズに対応し、安全かつ快適に利用することができるよう、総合的な機能の充実に努めるとともに、適切な管理の推進に努めます。



利用者の多様なニーズへの対応

②運動公園等における取組

健康福祉・子ども教育・文化スポーツ

- ・大規模な運動施設として、清水日本平運動公園、有度山総合公園、安倍川緑地や富士川緑地のスポーツ広場等を整備しています。これらの公園の利用に関し、相互に補完を図りつつ効果的な活用を推進します。



運動公園等の利用促進

③風致公園、歴史公園等における取組

都市・社会基盤、観光・交流

- ・羽衣公園、谷津山自然公園、梶原山公園等の風致公園や登呂遺跡等の歴史公園については、周辺の樹木や水辺の良好な自然環境の維持・保全に配慮しつつ、公園施設の整備や適切な管理を進めます。
- ・平成 18（2006）年度に国指定史跡に指定された小島陣屋跡は、江戸時代の中期に築造された小島藩の陣屋跡であり、近隣に藩主が暮らした御殿の一部（書院）が移築され現存しており、石垣と御殿の書院が残る陣屋跡を伝承する史跡として整備し、保存・活用を図ります。



上空から見た史跡小島陣屋跡

- ・昭和 40（1965）年に国指定史跡に指定された片山廃寺跡は、発見された金堂等の建物の規模や瓦の特徴から、「駿河国分寺」であることが明らかになりました。今後、仏教文化の中心となった駿河国分寺を伝承する史跡として整備し、保存・活用を図ります。



大谷街道東暫定整備部分



「市民・事業者・行政が共創により みどりを創出し、守ります」に関わる施策・取組

(1) みどりに関する既存の仕組みの適切な運用を推進します

① 既存制度の適切な運用

地域経済

- ・みどりに関する既存制度（詳細は次頁「表 みどりに関する主な既存の制度概要」参照）の適切な運用と定期的な見直しにより、市民・事業者・行政の共創を促進し、良好なみどりの創出を図ります。

② 「みどり審議会」との連携

都市・社会基盤

- ・「みどり審議会」は、静岡市みどり条例に基づき設置した、みどりの保全及び緑化の推進に関する重要事項について調査審議するための機関であり、「みどり審議会」との連携により、本市の緑化を推進します。

◇みどり審議会の調査審議対象

- みどりの基本計画の策定・改定
- 保存樹木・保存樹林の指定
- 優良緑化建築物の審査
- その他あらゆるみどりに関する重要事項



令和5年度みどり審議会の様子

③ 「静岡市景観アドバイザー制度」の適切な運用

都市・社会基盤

- ・「静岡市景観アドバイザー制度」は、市民・事業者が建築物や工作物等を整備するにあたり、専門家から景観上の技術的な助言を受けることができる制度であり、制度の適切な運用を通して、建築物、工作物、屋外広告物の色彩やデザイン、緑化について周辺環境と調和した良好な景観形成を促進します。

表 みどりに関する主な既存の制度概要

分類	名称・概要
公園に関するもの	■静岡市無償借地公園制度 身近な公園を増やすための制度で、期間を定め、土地所有者による土地の無償貸し付けにより公園を整備する制度です。自治会、町内会や土地所有者の申し出により借地公園を設置します。土地所有者には、固定資産税・都市計画税の非課税や土地の管理負担の軽減等のメリットがあります。 ◇地域・市との共創による整備・維持管理の推進 ・公園の計画は地域・市の共創により作成します。 ・公園の整備は市が主体となり実施します。 ・維持管理については、地域が主体となり実施します。
民有地の緑化基準に関するもの	■静岡市みどり条例に基づく緑化基準（静岡市みどり条例） 生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を図るため、公共建築物及び一定規模以上の事業所等を設置等（建築、増築等）する際には、緑化に関する計画協議を行うものとし、緑化基準・緑化目標を定めています。 ◇対象及び緑化基準・緑化目標 ・敷地面積 1,000 ㎡以上の民間施設（住宅、商業業務施設、工場・事業所等）： 敷地面積の 10%を目標とし、5%の緑化に努めます。 ・市が設置する公共建築物： 敷地面積の 15%を目標とし、5%の緑化を義務化します。 ■大規模建築物等の建築行為の届出（景観法・静岡市景観条例） 良好な景観形成を進めるため、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等の建築行為を行う場合については、景観法第 16 条に基づき、事前に届出が必要となります。その際には、静岡市景観計画に定める景観形成基準（行為の制限）に基づき規制・誘導を図ります。 ■工場立地法に基づく届出（工場立地法・静岡市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例） 静岡市内において一定規模以上の製造業等の工場の新設・変更等を行う場合は、敷地面積に対して、一定以上の割合で緑地を確保するとともに、市への届出が必要となります。 ■緑地協定（都市緑地法） 都市緑地法第 45 条（既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの。）及び同第 54 条（開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもの。）に基づく協定制度です。一団の土地の所有者等が地域の良い環境を確保するため、全員の合意により緑地保全・緑化に関する協定を締結することができます。 ■景観協定（景観法） 地域の魅力的な景観の形成に関して、一定区域内の土地所有者と借地権者が

分類	名称・概要
	申し合わせて協定を結び、市長の認可を受けることで公的なものとする、景観法で定められた制度です。 ■地区計画（都市計画法） 都市計画全体の骨格を対象に計画される都市計画と個々の建築計画との中間的な位置にあり、用途地域等の都市計画との調和を図りながら、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定めるものです。地区内の緑化率の最低限度を定め、敷地内において植栽、花壇、樹木等の緑化を推進することや、垣やさくの方法や形を決めたり、生垣にしてみどりの多いまちなみを形成したりすることができます。その他、既存の樹林地、草地等の良い環境を守り、壊さないように制限することができます。 ■風致地区 （都市計画法、静岡市風致地区条例、静岡市風致地区条例施行規則） 風致地区とは、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について、都市計画法第8条第1項第7号に基づき定めるものです。風致地区では、市の風致地区条例により、建築物の建築や宅地の造成等の行為に対して規制を設け、良好な風致環境の維持を目指しています。本市では、全11地区を風致地区に定めており、この風致地区内を第1種風致地区と第2種風致地区に分け、良好な風致環境の創出や維持・保全を進めています。また、風致地区内において、次に掲げる行為を行う場合は、市長の許可が必要になります。 ◇風致地区内において市長の許可が必要となる行為 ・ 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 ・ 宅地の造成等、その他の土地の形質変更 ・ 木竹の伐採 ・ 土石の類の採取 ・ 水面の埋立てまたは干拓 ・ 建築物等の色彩の変更 ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 ■県立自然公園区域（自然公園法） 自然公園とは、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場として、その利用の増進を図ることを目的に指定されている地域のことを指し、自然公園区域内では、風致を維持するため、工作物の設置等の行為をする場合、事前の手続きが必要となります。 ■保安林区域（森林法） 水源かん養機能や土砂流出、土砂崩壊、飛砂等を防止する機能等を持つ市民生活を守るために特に重要な役割を果たす森林について保安林として指定しています。保安林内で立木を伐採する場合や土地の形質変更等をする場合は、市長の許可等が必要になります。

分類	名称・概要
	■名勝指定区域（文化財保護法） 本市における名称としては名勝三保松原と名勝日本平が指定されており、各名勝ともに規制地区ごとに現状変更や行為の禁止等の規制が定められています。 ■地域森林計画対象民有林（森林法） 森林法第 5 条に規定する地域森林計画の対象とされている民有林である地域森林計画対象民有林の伐採にあたっては、森林法に基づく手続が必要になります。
農地に 関わるもの	■生産緑地地区（生産緑地法・静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例） 市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る地区です。今まで生産緑地地区指定の面積要件は 500 ㎡以上でしたが、「生産緑地法」改正及び「静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」制定により、平成 31（2019）年から 300 ㎡以上の農地から指定できるようになりました。 ■農振農用地区域（農振法） 農業振興地域内の土地であって、おおむね 10 年以上にわたり農用地として利用すべき土地の区域のことで、農用地利用計画の中で指定しています。開発行為や農地転用が制限されており、原則として、農業以外での用途としては使えません。
重要な樹木等 に関するもの	■保存樹木・保存樹林（静岡市みどり条例） 巨樹・古木によるみどりの保全を図るため、特に保存する必要がある樹木又は樹林を保存樹木・保存樹林として指定し、維持管理に対して予算の範囲内で必要な支援を実施しています。 ◇保存樹木・保存樹林の指定条件 ・保存樹木： －1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1.5 メートル以上あるもの －樹高が 15 メートル以上あるもの －株立ちした樹木で、高さが 3 メートル以上あるもの －はん登性樹木で、枝葉の面積が 30 平方メートル以上あるもの ・保存樹林 －樹木の集団の存する土地の面積が 500 平方メートル以上であるもの －生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが 30 メートル以上あるもの ■景観法による景観重要樹木指定（景観法） 市民に親しまれている樹木であり、道路その他の公共の場所から望見することができ、所有者の同意等が得られたものについて指定します。

分類	名称・概要
	◇景観重要樹木の指定条件 ・ 樹姿（樹高や樹形）が、地域のランドマーク的な存在であるもの ・ 地域の風土、歴史、文化を感じさせる樹木であるもの ・ 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な場所にあるもの

（２）市民・事業者との共創による公園の整備・管理を促進します

①市民との共創

地域経済

- ・ 新たな公園の整備や既存公園における再整備の計画づくりにおいては、地域住民や近隣事業者が参加するワークショップを開催し、市民参加による計画づくりを推進します。

- ・ 地域住民により構成された公園愛護会による公園の管理や美化活動を推進します。公園愛護会のない公園については、地域住民に設立を働きかけます。また、一方で、公園愛護会については参加者の高齢化をはじめとした課題もあり、今後も持続可能な管理の手法について、まちづくりとの連携や民間活力導入の観点から検討します。



公園愛護会による維持管理の様子

- ・ 公園という場の特徴を活かしつつ、社会や地域の課題解決につながる利活用を市民との共創により進めます。
- ・ 身近な公園などで、多様な主体による利活用を促進し、コミュニティの形成や発展を支援するコーディネーター人材の育成を推進します。
- ・ 公園やみどりに対して誰でも意見が言いやすい場を設け、市民との対話を重ねながら、やりたい！という思いに寄り添い、利活用を支援する仕組みづくりを推進します。



こもれびコモンズカフェ in あさはたの様子

- ・市民・事業者との共創による公園の整備については、静岡市自治基本条例及び静岡市市民参画の推進に関する条例に基づく取組を実施します。特に、市民ワークショップの開催等を通し、市民・事業者との関係性を構築し、公園の整備・管理に参画しやすい環境づくりを進めます。

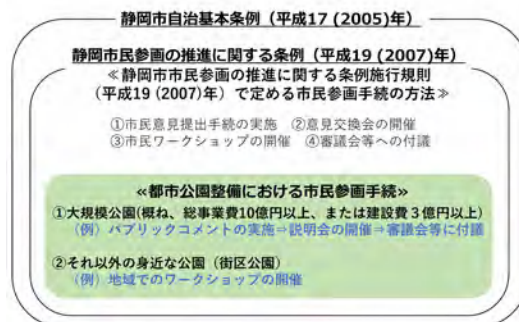


図 静岡市における市民参画の位置付け及び公園整備における市民参画

②事業者との共創

地域経済

- ・限られた予算の中で、地域ニーズに合った魅力的な公園の整備を進めるために、公園の整備・管理における事業者による民間活力導入を促進します。「設置管理許可制度」、「Park-PFI 制度」、「指定管理者制度」、「PFI 事業」※をはじめとした公園における民間活力導入に関する制度を積極的に運用し、事業の推進を図ります。特に「Park-PFI 制度」の活用により、民間の自由な発想に基づく幅広い事業アイデアや創意工夫を取り入れた整備・管理の実施を推進し、市民サービスの向上とまちの賑わい創出につなげます。また、事業の実施にあたっては、必要に応じて都市計画の変更や各種制度の活用を検討します。



事業者との共創による賑わいの創出

※「設置管理許可制度」、「Park-PFI 制度」、「指定管理者制度」、「PFI 事業」の詳細は基本方針4「表 都市公園の整備・管理に関わる仕組み概要」に記載しています。

③既存の仕組みの見直しと新たな仕組みの創出

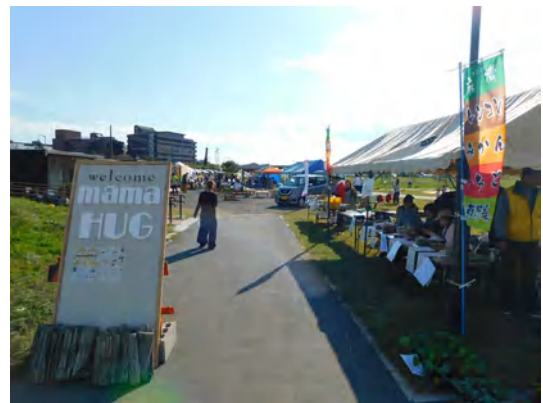
地域経済

- ・住民団体、公園愛護会、自治会、指定管理者、公園施設の設置・運営者をはじめとした様々な主体による公園の整備・管理への参画を促進する中で、公園利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会組織の設立について検討します。
- ・本市の豊かな自然を活かした「みどりのある暮らし」の実現および、みどりに対する意識醸成や緑化推進に携わる人材の育成を促進するために、みどりに関する相談所機能の充実を図ります。

④社会実験の実施

地域経済、都市・社会基盤

- ・公園をイベント開催や飲食店舗の出店に幅広く活用できることを広く周知することや、「公園内行為許可申請」や「公園占用許可申請」等の既存の仕組みを見直すきっかけとすることを目的として、公園の利活用に関する社会実験を実施することを検討します。
- ・社会実験実施時や、市民・事業者による既存公園の利活用時も含め、実施主体へのアンケートの実施により、公園を利活用する際の課題を把握することで、公園の利活用促進に向けて今後の整備や管理のあり方を検討します。



あさはた緑地における事業者による出店

⑤パークマネジメントプランの作成

地域経済

- ・市民・事業者との共創による公園の整備・管理を促進するため、本市におけるパークマネジメントの実施方針を示したパークマネジメントプランの作成を検討します。

表 都市公園の整備・管理に関わる仕組み概要

名称	根拠法	概要
公園内行為許可	静岡県都市公園条例・施行規則	本市が管理する公園及び緑地の全部若しくは一部を占有して使用するための制度。
公園占用許可	都市公園法、静岡県都市公園条例・施行規則	本市が管理する公園及び緑地に施設を設置するための制度。
設置管理許可制度	都市公園法	公園管理者以外の者でも、公園管理者の許可を受ければ、公園施設の設置・管理を可能とする制度。
Park-PFI	都市公園法	飲食店、売店等の公園利用者の利便に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設を活用して生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の公共部分である特定公園施設の整備・改修を一体的に実施する制度です。平成29（2017）年の法改正により、創設された制度。
指定管理者制度	地方自治法	公の施設管理を事業者の能力を活用してサービスの質の向上を図るとともに、管理の効率化により行政の経費節減を図ることを目的とした制度。
PFI事業	PFI法	PFI事業は、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公園管理者と事業者との契約に基づき、公園施設の建設や管理を行う公共事業の手法。

(3) 静岡市花と緑のまちづくり協議会の活動を推進します

①緑化活動の支援

地域経済、観光・交流

- ・自治会・地域花壇の会へ花苗・花壇資材の配布により地域における緑化を推進します。



地域による活動の様子

②緑化イベントの開催

地域経済、観光・交流

- ・花と緑を育てる運動を広く市民に働きかけ、豊かな環境のまちを創るため、園芸市をはじめとした緑化イベントの開催を推進します。



園芸市

③緑化講習会の開催

地域経済、健康福祉・子ども教育・文化スポーツ

- ・市民の緑化技術を高めるため、園芸家等を講師に迎えた緑化講習会を開催します。



緑化講習会

④緑化活動の表彰

地域経済、観光・交流

- ・現在実施されている花壇コンクール、緑化作品コンクール、緑化功労者の表彰を継続します。また、静岡市みどり条例に基づき、緑化目標以上の緑化が施された公共建築物や事業所等を「優良緑化建築物」として認定するとともに、特に優れているものを表彰します。



緑化作品コンクール

(4) 他分野との連携により魅力的なみどりを創出します

①他分野との連携による公園等の利活用

観光・交流

- ・本市では、「まち全体が劇場のように365日わくわくドキドキがあふれ、賑わいとホッと一息が共存する生き生きとした“人”が主役のまちづくり」として「まちは劇場」に関連する事業を推進しています。その中で、駿府城公園、常磐公園、羽衣公園等の公園等をはじめとした公共空間が活動の場として利活用されており、他部局との連携により「まちは劇場」における公園等の更なる利活用につなげます。
- ・市内で開催されているストレンジシード、静岡まつり、駿府城夏まつり、SHIZUOKA PICNIC GARDEN、大道芸ワールドカップ等では、駿府城公園をはじめとした公園等がイベント開催の場として活用されており、他部局との連携により、イベント開催時の公園等の更なる利活用につなげます。
- ・これらの取組における公共空間の利活用やその際の課題について、実施主体や参加者の意向や感想のアンケートにより把握することで、その他の公園等も含めた利活用の促進につなげます。



ストレンジシード



大道芸ワールドカップ

②他分野との連携による公共空間の管理の推進

地域経済

- ・「静岡市道路サポーター制度」、「河川環境アドプトプログラム」等の活用により、他分野と連携した、市民・事業者との共創による公共空間の管理を推進します。また、各活動におけるノウハウを公園の管理にも生かすために、関連団体との連携や情報交換を推進します。



静岡市道路サポーター制度による活動

■「静岡市道路サポーター制度」

市民・事業者・行政が一体となって身近な道路保全を行うことにより、市民の道路愛護意識の高揚を図るとともに、安心・安全・快適な道路空間づくりを推進するための制度です。

■「河川環境アドプトプログラム」

環境美化ボランティアによる安倍川・藁科川・興津川での清掃活動を通じ、河川環境の保全を推進するとともに、河川環境に対する市民の意識高揚を図るための制度です。

(5) グリーンインフラを推進します

①グリーンインフラの推進と普及

都市・社会基盤

- ・グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」です。本市においても、既往の社会資本整備事業や土地利用で、自然環境が持つ、防災・減災、地域振興等といった各種機能を活用した取組をすでに実施しており、今後もそれぞれの分野で取組を推進します。また、グリーンインフラを全市的に進めるためには、市民・事業者をはじめとした多様な主体と、グリーンインフラの必要性や効果について共有する必要がある、本市のみどりが持つグリーンインフラとしての機能について情報発信を推進します。

表 グリーンインフラを取り巻く本市の動向

関連分野	取組例
河川	多自然川づくり うしづま水辺の楽校（河川環境学習の場の保全・創出）
都市計画	土地利用における防災・減災の取組（立地適正化計画）
公園等	都市公園の整備、都市公園等における雨水貯留浸透施設の整備、土地利用における緑化の保全（生産緑地制度、風致地区等）、麻機遊水地保全活用推進協議会、静岡市花と緑のまちづくり協議会の地域活性化活動
下水道	雨水貯留浸透施設設置に対する助成制度、道路雨水浸透ますの設置
道路	道路緑化、舗装（排水性、保水性、遮熱性）

- ・社会環境や市民生活に対するグリーンインフラの効果や価値について調査・検討し、グリーンインフラ導入計画の策定を検討します。

②防災・減災の推進

防災・減災

- ・流域治水の推進にあたっては、グリーンインフラの視点を持ち、治水と環境の両立を推進します。生物の多様な生息環境の保全・創出、地域の自然環境と調和する景観形成等の取組についても分野間連携により推進します。
- ・雨水貯留機能を持つ街路樹の植栽スペースの整備、遊水地の整備・適切な運用、レインガーデン（雨庭）の整備等により、大雨時の浸水被害軽減を図ります。

③ヒートアイランド対策の推進

環境

- ・街路樹やまちなかのみどりの効果的な植栽により、緑陰の形成や植栽による蒸散効果を利用したヒートアイランド対策を推進します。また、これらの取組について、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するためのまちなかウォーカブルとの連携により推進することで、豊かなみどりに人々が集う魅力的な都市の風景を創出します。

④分野間連携の促進

全ての分野

- ・グリーンインフラとしてみどりの多面的な効果を発揮させるためには、各種分野間の連携が重要であることから、教育・福祉・観光・経済等の本市における様々な部局との連携により、保育所や老人福祉施設、学習交流館等との連携を含め、本市におけるグリーンインフラを推進します。

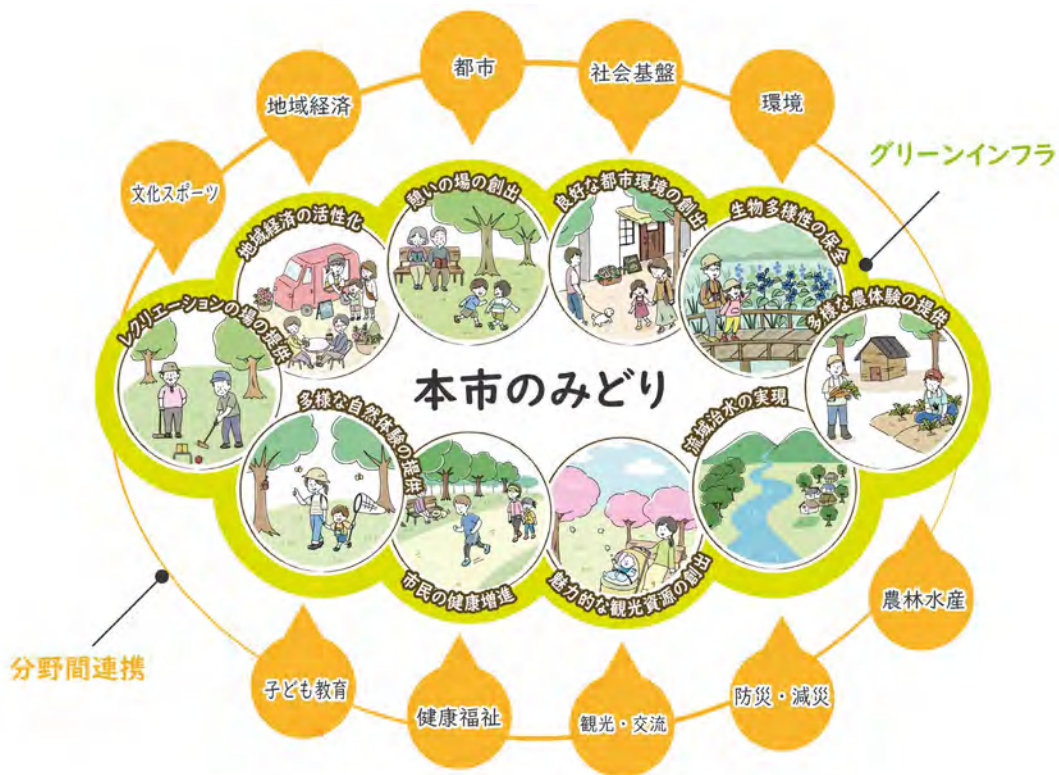


図 分野間連携によるグリーンインフラ推進のイメージ

(6) 生物多様性の保全・持続可能な利用を推進します

①外来種への対応

環境、地域経済

- ・市民の外来種についての知識習得を促進するとともに、市民・市民活動団体等との連携により目撃情報の収集や防除・駆除活動を実施します。また、本市における外来種の現状と今後の課題について情報発信します。

②イベントの実施

健康福祉・子ども教育・文化スポーツ

- ・市民活動団体等による自然観察会やイベントの企画・開催を促進するとともに、まちなかの環境保全や緑化を推進する活動団体を支援します。
- ・森林に親しむとともに森林の役割や恵みを理解するために、森林教室、昆虫教室、林業体験教室等の教室や自然ウォッチング、きのこ祭の開催を推進します。
- ・生涯学習施設の講座として、自然観察・自然体験講座を開催します。



自然観察会の様子

③環境教育の推進

健康福祉・子ども教育・文化スポーツ、環境

- ・こども園・幼稚園・学校等の環境教育を促進するとともに、市民活動団体等による親子参加型の環境学習イベントや自然観察会の開催を促進します。また、環境教育人材の交流機会を確保し、環境教育の指導者を育成します。



環境学習会の様子

④共創によるモニタリングの推進

地域経済

- ・市民活動団体によるモニタリングの実施を支援するとともに、市民の環境モニタリング活動への参加を促進します。また、専門家から学べる機会や表彰制度をはじめとして、市民が継続して参加したくなる仕組みを検討します。



プランクトン観察会の様子

(7) みどりの情報発信や利活用を促進します

①市民参加型の情報収集・発信

地域経済

- ・公園等の更なる利活用を促進するため、公園案内等における ICT 等の新技術の活用や、SNS を活用した情報発信等の実施を検討します。
- ・みどりに関わる様々情報を提供するために、公園等やオープンガーデン等のガイドブック、ガイドマップ、ホームページの作成を推進します。

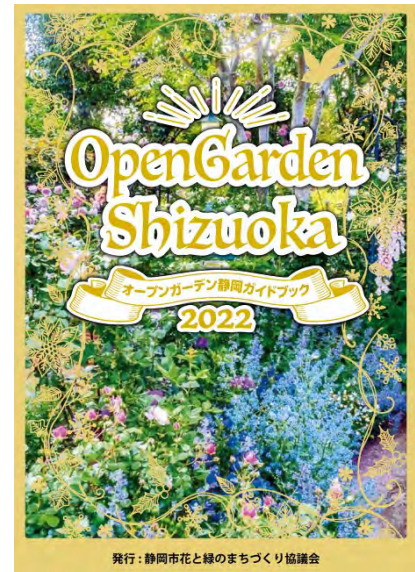


図 オープンガーデン
静岡ガイドブック 2022

■みどりの将来像図

